

Title	ブール代数を用いた権利能力の規定要因の分析
Author(s)	太郎丸, 博
Citation	年報人間科学. 1996, 17, p. 35-48
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/7259
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ブール代数を用いた権利能力の規定要因の分析

太郎丸 博

〈要旨〉

本稿の目的は、権利能力の布置状況を規定する社会的要因を明らかにすることである。オイゲン・エールリッヒの議論をもとに、個人主義重視仮説と経済的独立重視仮説という二つの仮説を提示した上で、古代ギリシアと中世ドイツ都市の女性の事例を用いて、いずれの仮説が正しいのかを検討する。ブール代数分析の結果、経済的独立重視仮説を支持する。

キーワード

権利能力、世帯と生計の独立、個人主義、家父長制、ブール代数分析

はじめに

「権利能力の布置状況を規定する社会的要因は何か？」これが本稿で追求する問題である。現代日本においては、少なくとも成文法の上では、すべての人が権利能力を持つていることになっている。

しかし歴史上、奴隸制、家父長制、などの様々な要因によって、一部の人々にしか権利能力が与えられないことがしばしばあった(し、今でもあるのかもしれない)。すなわち、何らかの社会的要因によって、一部の(あるいはすべての)人々が権利能力を享受し、残りの人々は、それを享受できないということが起こるのである。

この問題は、「どのような社会状況の中のもののような行為主体に権利能力は与えられるか？」と敷衍することができるだろう。このような観点から、権利能力の歴史について、社会学的考察を加えたのが、オイゲン・エールリッヒである。彼の著作『権利能力論』は、権利能力の歴史的展開にその議論の中心があるために、その規定要因については、不明瞭であった。これをブル代数分析(Ragin 1987=1993)を用いて再構成したのが、太郎丸(1995)である。太郎丸(1995)は、エールリッヒの議論と彼の用いた事例から、真理表を構成し、そこから、個人主義重視仮説と経済的独立重視仮説という二つの仮説を導き出した(これについては後述)。

本稿では、近年の女性史研究に照らして、この二つの仮説のうちいずれが正しいかを明らかにすることを試みる。

1 権利能力の定義

権利能力は、以下のように定義される。エールリッヒによれば、「近代法学上の意味においては、権利能力とは、現行法によって保証された関係の中に入り込む能力、および、これによって与えられた・法的に保護された利益を享有する可能性である」(Ehrlich 1909=1975:15)。権利能力を有していなければ、権利は得られない。言い換えれば、権利能力とは権利を有しうる資格であると同時に可能性なのである。したがってここでは、どれだけ財産(に対する所有権)を持つていたかといった問題ではなく、^①そもそも財産を持つことが社会的に容認されていたかが問題になっているのである。

なお、本稿では、太郎丸(1995)同様、「生ける法^②の上での財産権^③に関する権利能力」に限って議論を行う。

2 真理表の構成

太郎丸(1995)では、エールリッヒの議論に従って、独立変数として以下の四つを選んだ。

- A 当該社会の中での個人主義の強弱(強 \dots 1/弱 \dots 0)。
- B 当人の性別(男 \dots 1/女 \dots 0)。
- C 当人が家長(その他の家構成員の支配者)であるかどうか(家

表1 権利能力に関する真理表 [太郎丸 (1995: 23) の表1をもとに作成]

(-は事例が存在しない組み合わせ、
?は矛盾する事例を含む組み合わせ)

行数	A(個人主義)	B(性別)	C(家長)	D(生計世帯独立)	R(権利能力)
1	0	0	0	0	0
2	0	0	0	1	-
3	0	0	1	1	-
4	0	1	0	0	0
5	0	1	0	1	1
6	0	1	1	1	1
7	1	0	0	0	?
8	1	0	0	1	1
9	1	0	1	1	-
10	1	1	0	0	?
11	1	1	0	1	1
12	1	1	1	1	1

長…1/それ以外…0)。

D 当人が独立した世帯をもって自ら生計を立てているかどうか
(独立している…1/独立していない…0)。

当人が家長でかつ独立していないという組み合わせは定義上ありえないから、ありうる組み合わせは12通りである。これらの組み合わせのそれぞれに対応する事例において、権利能力が存在するかどうか「R(有…1/無…0)」を示したのが、表1である。

1=2=0とする

$$R = D(B + Ac)$$

である。

3 二つの仮説

「1」と「?」を0とするか、1とするかによって、32通りの異なった式が得られる。しかし、エールリッヒの議論との整合性を考慮して、以下の二つの仮説が考えられた。^①

3・1 【個人主義重視仮説】

第一の仮説は、個人主義の権利能力に対する影響力を重要視する仮説である。エールリッヒは個人主義の力を高く評価していた。それゆえ、「個人主義の脆弱な前近代の社会では、性別や世帯と生計の独立といった要因に権利能力は強く規定されてきた。しかし、近代社会においては、強力な個人主義がそのような桎梏から権利能力を完全に解き放ち、すべての人々が権利能力を有する。矛盾する事例の存在は前近代の弱い個人主義の残滓に過ぎないのであって、今後十分に個人主義化が進めば、このような矛盾は解消する。」という解釈が可能である。ここで、個人主義重視仮説を表す式をR₁とし、二、三行目の「1」を0に変え、九行目の「1」と七、十行目

の「？」を1に変えると、

$$R_1 = A + BD$$

3・2 【経済的独立重視仮説】

第二の仮説は、世帯と生計の独立の権利能力に対する影響力を重視する仮説である。エールリッヒは常に権利能力の経済的な基礎付けに注意を払っていた。それゆえ、「個人主義の強弱にかかわらず、世帯と生計の独立という要因が権利能力の布置状況を決定的に規定する。前近代の個人主義の弱い社会においては、家父長制が強力であったため、女性が独立した世帯をもって自ら生計を立てている事例は発見できなかった。しかし、仮にそのような事例が存在したとすれば、おそらく女性でも権利能力を有していたであろう。」という解釈も十分に可能である。ここで経済的独立重視仮説を表す式を R_2 とし、「1」をすべて1に、「？」をすべて0に変えると、

$$R_2 = D$$

ここまでが、太郎丸(1995)での議論の要約である。

4 研究の戦略と資料

4・1 研究の戦略

個人主義重視仮説と経済的独立重視仮説では、どちらの方がより適切な仮説であろうか。太郎丸(1995)では Ehrlich(1909=1975)の解釈とモデルの単純さから、経済的独立重視仮説を支持したけれども、これはあくまで暫定的なものにすぎない。本来、真理表を完全な形に近づけることによって、このような曖昧さは無くしていくべきである (Ragin 1987=1993:165)。そこで本稿では、個人主義重視仮説では権利能力無しとされているが、経済的独立重視仮説では権利能力有りとなされている事例「(a) $R_1 \parallel abD$ 」を調べることで、どちらの仮説がより適切であるかを明らかにする。このような事例は、表1の二行目と三行目に当たる。すなわち、前近代の個人主義の弱い社会^①において独立した世帯をもって自ら生計を立てている女性の事例である。このような事例において、権利能力無しとなれば、経済的独立重視仮説が棄却されるし、逆に、権利能力有りとなれば、個人主義重視仮説が棄却される。果たしてこのような事例において、権利能力は存在するだろうか。

4・2 資料

一口に、前近代の個人主義の弱い社会といっても、様々である。エールリッヒにならって、西欧に議論を限定するにしても、時代、文化、地域など様々である。これらすべてを完全に網羅することは、本稿の範囲をはるかに超える。そこで、本稿では、古代ギリシアの都市国家(古典期のアテナイをその典型例として取り扱う。)と、中世ドイツの都市に限って、検討することにする。この二つに議論

を限定するのは、次のような理由がある。エールリッヒの議論の基本モデルは、ローマ法とその社会、いわば都市市民社会である。従って、本稿で検討する事例も都市市民社会である方が、比較の対象として好都合なのである。^①

もちろん、本稿の議論だけで、完全な結論は得られない。しかし、限られた範囲ではあるけれども、権利能力の規定要因について検討してみる価値は、十分にあるだろう。

5 事例の検討

以上のような研究戦略からすると、古代ギリシアまたは、中世ドイツ都市において、独立した世帯をもって自ら生計を立てている女性の事例を探さなければならない。女性の場合、未婚／既婚／離別／死別、といった婚姻に関わる状態が、その経済的独立に大きく影響を及ぼすと思われる。そこで、各々の場合について吟味してみよう。

5・1 未婚女性

古代ギリシアにおいても、中世ドイツ都市においても、女性は、20歳に満たないうちに結婚するのが一般的だったようである(桜井 1992:64) (Bullough 1973:66) (Ennen 1985 = 1992: 173)。未婚の期間が短いせいか、未婚女性であることがはっきり分かるような事例は少ない。しかし、分かる範囲で、以下、議論していこう。

5・1・1 古代ギリシア

古代ギリシアの場合、未婚の女性(だけでなく一般に女性市民)は、定位家族において、家長(一般には父)の支配に服する(桜井 1992:4)。従って、経済的にも独立していないし、権利能力もない。娘が未婚のまま父親が死んだ場合、彼女は、男兄弟(がいなければ近親者)の家(オイクス)に属することになる(Schaps 1979:48)。いずれにせよ、未婚の女性市民が、独立した世帯をもって自ら生計を立てるチャンスはなかったようである。

ただし、上級のヘタイラ(遊女)は、市民ではないけれども、独立した世帯をもって自ら生計を立てていたようである。中には、娼館を営む者もいた(桜井 1992:171-172) (Bullough & Bullough 1987 = 1991:82)。彼女たちは、明らかに合法的に動産や不動産を専有しており(Schaps 1979:10) (Bullough & Bullough 1987 = 1991:80,83)、生ける法の上では、権利能力を有していたと見ていいだろう。

5・1・2 中世ドイツ都市

中世ドイツ都市においても、定位家族にとどまる限り、未婚女性は家長の支配に服していたようである(Ennen 1985 = 1992:20, 49)。すなわち、彼女たちは、世帯も生計も独立していない。

中世ドイツ都市の場合、未婚女性が、ベギン会のような宗教活動に身を投じることもしばしばある(今来 1973:123-124) (Bullough 1973:161-162)。修道院の内部で個々の女性がどの程度経済

的独立性と権利能力を持っていたかは定かでない。けれども、少なくとも「独立した世帯を持つ女性」ではないので、修道院のような宗教共同体に属する女性は、本稿の議論の対象ではない。

父親が死んだ場合、未婚女性でも市民としての義務を果たせるならば、市民権を取得できたし、父のあとを継いでギルドに加盟することもできた (Hitz 1988 = 1993:212-219)。すなわち、未婚女性が、自ら、世帯の主となり、生計を立てることが可能であった。このような未婚女性たちは、一部の都市では、男性の後見を必要とする場合もあった (Hitz 1988 = 1993:207-209)。しかし、彼女たちは概ね権利能力を有していたと見てよいだろう。

5・2 既婚女性

5・2・1 古代ギリシア

古代ギリシアでは、妻は夫の家長権のもとにあった (桜井 1992:4) (Schaps 1979:48-60)。したがって、妻が世帯と生計の独立を得られたとは考えられない。なるほど、妻は、嫁資を婚姻時に父から持たされる。確かに嫁資は妻のものという観念は当時あったようである (桜井 1977:190-192) (Schaps 1979:75)。しかし、嫁資は夫の管理のもとにあったため、妻は事実上これを自由に用いることはできなかった (桜井 1992:72-73) (Schaps 1979:75)。財産の実質的な処分が自由にできない以上、権利能力はなかったと見るべきである。

5・2・2 中世ドイツ都市

中世ドイツ都市においても、妻は夫の後見に服した (Ennen 1985 = 1992:20,49)。従って、やはり、妻が世帯と生計の独立を得ることはできなかったと見るべきである。ただし、当時の市民の妻たちが、小売商をしたり、留守中の夫に代わって大事な契約を取り結ぶ例が散見される (Hitz 1988 = 1993:59-86)。もしも、彼女たちが夫たちから法的に独立して自らの判断で経済活動を営んでいたとすれば、権利能力は有りと見るべきであろう。逆に、もしも彼女たちが夫の判断と指示に従っているだけであり、いわば夫の代理人としてしか、経済活動を営んでいなかったとしたら、権利能力は無しと見るべきであろう。どちらが正しいのか (あるいはそれらの中間のどこかが正しいのか) は、現時点ではよく解らない。この点については、今後の女性史／中世史の発展を待たねばならない。

5・3 離別女性

5・3・1 古代ギリシア

古代ギリシアでは、簡単に離婚できた。離婚した女性は、実家に帰るのが原則である (桜井 1992:98)。そして今度は実家の家長の支配に服する。従って、基本的には未婚の時と同じ状態に戻る。そのため、このような場合、独立した世帯を持って自ら生計を立てることはできなかった。また、財産の管理は家長の権利だから、離婚した女性には、権利能力はなかっただろう。

5・3・2 中世ドイツ都市

中世のドイツでは、周知のように、キリスト教の教義から、離婚は禁止されていた。中世初期においては、キリスト教の影響はまだそれほど強くないため、正確には、離婚は可能だった。しかし、本稿の対象である中世都市が発展する中世盛期から後期にかけては、キリスト教の影響が次第に強まり、離婚は困難になっていった (Bullough 1973:164) (Goetz 1986 = 1989:55-60)。貴族や王族が、様々な理由を付けて、離婚をしていたのは明らかであるけれども^⑬ (Emen 1985 = 1992:216-238)、都市の住民たちが一般に離婚をしていたのかどうかは定かではない。^⑭

5・4 死別女性

死別した女性の資料は意外に多い。もしかしたら、現在よりも中世や古代の方が、死別を体験する確率は高かったのかもしれない。

5・4・1 古代ギリシア

寡婦は、夫と死別した後、夫の血族の男性(原則的には息子)の保護ないしは後見のもとにおかれる (Schaps 1979:48-49)。この場合、亡くなった夫が残した財産は、その後見人の男の管理下におかれることになるから、寡婦には権利能力はない。しかし、息子や家の事情に疎い男が寡婦の後見人になるような場合、実質的には、寡婦が、その世帯を切り盛りするようなことが起こったようである (桜井 1992:131-135)。すなわち、寡婦が独立した世帯を持って自

ら生計を立てるチャンスが存在した^⑮。また、寡婦が、金銭の贈与、貸与、遺言を行っている事例が存在する (桜井 1977:195-196)。したがって、寡婦は権利能力を有していたと思われる。

5・4・2 中世ドイツ都市

中世ドイツの都市においては、寡婦は、独立した世帯を持って自ら生計を立てることができた。市民権を有することも、権利能力を持つこともできた (Utz 1988 = 1993:212-219) (Bullough 1973:179)。中には、男性の寡婦に対する後見を必要とするような都市もあったようだけれども (Utz 1988 = 1993:207-209)、実質的には、世帯と生計の独立も権利能力も寡婦は有していたと見ていだろうか。ただし、権利能力を有していたといっても、男女平等が達成されていたわけではない。女性の排除されている職業は多かったし、賃金や、ギルド内での権利など、さまざまな不平等が存在した (Bullough 1973:179)。

6 プール代数分析

6・1 分析

以上の事例の検討から真理表を作ってみよう。独立した世帯を持って自ら生計を立てていたかどうか解らない事例や、権利能力の有無が解らない事例は、分析から除外することにする。また、本稿は、個人主義の弱い社会の女性に議論を限定しているので、変数 A (当

該社会の中での個人主義の強弱)、変数B(当人の性別)はその値が0の場合のみ検討する。婚姻形態を表す変数M(1…未婚/2…既婚/3…離別/4…死別)を独立変数に加え、これに、変数R(権利能力の有無)を従属変数として対応させたのが、表2である。

表2 個人主義の弱い社会における女性の権利能力
(一は事例が存在しない組み合わせ)

行番号	A	B	C	M	D	R	対応する事例
1	0	0	0	1	0	0	ギリシアの未婚の女性市民、父が健在な中世都市の未婚女性
2	0	0	0	1	1	1	ギリシアの高級ヘタイラの一部、父を亡くした中世都市の未婚女性
3	0	0	0	2	0	0	ギリシアの既婚女性市民、中世都市の既婚女性の一部
4	0	0	0	2	1	-	
5	0	0	0	3	0	0	ギリシアの離婚した女性市民
6	0	0	0	3	1	-	
7	0	0	0	4	0	0	ギリシアで、息子などの家長権に服す女性市民
8	0	0	0	4	1	1	中世都市およびギリシアのの寡婦
9	0	0	1	1	1	-	
10	0	0	1	2	1	-	
11	0	0	1	3	1	-	
12	0	0	1	4	1	-	

権利能力の有無について検討しよう。110とすると、権利能力があるのは、二行目と八行目だから、

$$R = abcd(M_1 + M_8) \quad (1)$$

となる。すなわち、個人主義の弱い社会(a)の家長でない(c)世帯と生計の独立した(D)未婚または、死別の(M₁+M₈)女性(b)は、権利能力を有する。このような事例の共通点の一つは、家長の実質的不在である。いずれも、家長が死亡していたり、存命でも、実質的には、家を取り仕切ることが出来ないような場合に、女性がそれに代わって、独立した世帯を持って自ら生計を立てることになる。それにもなると、権利能力を有することになるのである。

6・2 単純化

次に、事例の存在しない行について検討しよう。まず、女性自身が家長であるという事例は発見できなかった(九行目から十二行目まで)。家長制の存在も考えあわせると、前近代の個人主義の弱い社会においては、女性が、家長となることは不可能だったと見て良いだろう。だとすると、

$$abc = 0$$

$$abcd = 0$$

(2)

また、四行目と六行目にも事例が存在しない。すなわち、前近代の個人主義の弱い社会においては、世帯と経済の独立した既婚女性と離婚女性という事例は見つからなかった。おそらく、家長が健在な場合、女性が独立した世帯を持って自ら生計を立てることは難しいのだろう。女性が経済的に独立するのは、本来いるはずの家長が不在である場合に限られるため、既婚女性や離婚女性は、独立した世帯を持って自ら生計を立てることは不可能なのだろう。だとすると、

$$abcd(M_2 + M_3) = 0 \quad (3)$$

つまり、 $M_1 + M_2 + M_3 + M_4 = 1$ 、だから

$$abcd(M_1 + M_2 + M_3 + M_4) = abcd$$

$$abcd(M_1 + M_4) + abcd(M_2 + M_3) = abcd$$

上の式で(3)式を代入して

$$abcd(M_1 + M_4) + 0 = abcd$$

$$abcd(M_1 + M_4) = abcd \quad (4)$$

(1)式に(4)式を代入して

$$R = abcd \quad (5)$$

ここで、 $abcd + abcd = abcd$ であるが、この式に(2)式を代入すると

$$0 + abcd = abcd \quad (6)$$

$$abcd = abcd$$

(5)式に(6)式を代入して

$$R = abcd \quad (7)$$

6.3 仮説の評価

4.1で述べたように、

$$abd = (r_1)(R_2)$$

である。すなわち、個人主義重視仮説では権利能力無しとされているが、経済的独立重視仮説では権利能力有りとしてされている事例である。このような事例において、権利能力のあることが確認されたのであるから、個人主義重視仮説は棄却される。われわれは、むしろ経済的独立重視仮説を支持すべきである。

このような分析結果から、家父長制や個人主義の強弱が、権利能力の布置状況に全く影響を及ぼさないと見なすのは、行き過ぎである。プール代数分析によって示されたのは、経済的独立が、権利能力を有するための必要十分条件^⑧であるということだけである。経済的独立以外の諸変数と、権利能力の有無という変数の間には、明らかに共変動が存在する。もしも重回帰分析のような分析にかけることができたならば、ある程度、経済的独立以外の諸変数の効果が確認できたかもしれない。プール代数分析からそのような効果が見いだせないのは、独立変数の間に多重共線性が存在するためであると考えられる。すなわち、個人主義の強弱や、性別、家長か否かといった要因は、経済的独立と関係を持つと予想できるのである。したがって、「個人主義と家父長制は、経済的独立という媒介変数を介して、権利能力の布置状況に影響を及ぼしている。」という仮説が考えられる。しかし、この仮説の真偽については、今後の研究を待たねばならない。

7 おわりに

本稿では、古代ギリシアと中世ドイツの独立した世帯を持って自ら生計を立てている女性の権利能力を検討することで、太郎丸(1995)がエールリッヒの『権利能力論』から得た二つの仮説のうち、いずれが適切なのかを明らかにしてきた。その結果、本稿で

は、経済的独立重視仮説が支持された。

しかし、本稿の結論は暫定的なものにすぎない。そのため、以下のような、今後の課題が残されている。第一に、個人主義の弱い社会は、古代ギリシアと中世ドイツだけではない。今後、他の地域や時代について、吟味してみる必要がある。第二に、真理表もまだ不完全である。(R₁)(R₂)にあたる事例の吟味がさらに必要である。

第三に、今回は、近代社会↓個人主義強、前近代社会↓個人主義弱という、単純な図式を採用したけれども、これについても今後、検討が必要である。第四に、6・4で述べたように、経済的独立が権利能力を基礎づけているとすれば、経済的独立のチャンスは、どのような社会的要因に左右されるのだろうか？ このような問題も探求の必要がある。本稿は、前近代社会においては、家長の不在が女性の経済的独立を規定する重要な要因であることを示唆した。けれども、今後、男性の場合や、個人主義の強い社会の場合など、検討が必要だろう。

以上のような課題が残っているものの、権利能力を有するためには、少なくとも経済的独立が必要不可欠であることを本稿の分析は示している。このことは、権利能力を保証するためには、単に法文上ですべての人間が基本的人権を有することを宣言するだけでは不十分であることを示唆する。すなわち、他者に経済的に依存しながら、権利能力だけは享受するというわけにはいかなのである。もしも十全な意味での権利を享受しようとするのなら、人は自らの翼で飛ぶことを要求されるのである。

注

- (1) このような女性の相対的な勢力に関する比較研究の例として、Blumberg(1984)、Collins(1986: 297-321)を参照。
- (2) 生ける法とは、成文法の対概念で、人々が事実上従っている法を指す (Ehrlich 1913 = 1984: 480-501)。
- (3) ここでいう財産とは、貨幣、動産、不動産、を指す。奴隷はここでいう財産には含まれないことにする。奴隷は基本的には動産と同じ扱いが可能だけれども、持ち主の意志によって「解放」されうる。この点で、他の財産とその性質が異なり、若干複雑な問題が生じるのである。
- (4) 本稿では、太郎丸(995)における仮説1を個人主義重視仮説、仮説2を経済的独立重視仮説と呼びかえている。
- (5) 現代社会を見れば明らかのように、世帯と生計は常に一致するわけではない。しかし、以下では、常に、世帯と生計を密接に結びつけた一つの単位とみなす。本稿の議論においては、世帯と生計を結びつけて論じても特に問題は生じないだろう。西欧社会における世帯と生計の関係については、Brunner(1968 = 1975: 151-189)も参照。
- (6) 逆に、(R)₁(R)₂も調べてみる必要があるけれども、これについては、稿を改めて論じたい。
- (7) エールリッヒにとつて、個人主義化とは、近代化にもなつて起こつた社会変動のうち、権利能力の布置状況にもっとも大きな影響を与えた要因なのである。従つて、エールリッヒ(と我々)の議論においては、基本的には、近代社会↓個人主義強、前近代社会↓個人主義弱、という図式が成り立っている。この図式には、当然様々な異論があり得るが、これについては、稿を改めて論じたい。
- (8) Ehrlich(1909 = 1975)では、ロシアの農奴の事例が検討されているけれども、基本的には、独・英・仏が中心である。
- (9) 一口に都市市民社会といつても、古代ギリシア、古代ローマ、中世ドイツ都市、それぞれ異なった性質を持つ (Brunner 1968 = 1975: 328-346)。しかし、いずれも、西欧型の都市、都市ゲマインデ (Weber 1922 = 1965: 41-53) であるという点で共通している。都市市民社会については、厚東(1988)も参照。
- (10) 父親が生存しているうちに未婚女性が市民権を取得できたかどうかは定かでない。
- (11) われわれがここで考えているのは、近代的な意味での完全な所有権ではない。ある一定の範囲内での自由な財産の処分や取引が可能であれば、権利能力有りと見なす。それさえも不可能な場合、権利能力無しと見なす。
- (12) 確かに、女性市民が、小売商、乳母、機織りをする事例は存在する (桜井 1982: 116-120) (Baltough 1973: 67)。しかし、既婚女性の場合、それによって経済的独立を勝ち得たと思われるような事例は見あたらない。
- (13) このような妻たちの経済活動が中世のドイツ都市において社会的に容認されていたのは間違いない。実際、当時すでに、夫婦の財産共有制という法技術が存在している (Mitteis & Lieberich 1969 = 1971: 304)。問題は、妻たちの経済活動が、女性自身の自由な判断に基づきうるかどうかである。
- (14) フランスでも事態は同様である (Duby 1981 = 1984: 130-140, 148-154)。
- (15) 教会が離婚問題について取り組んでいたことは、離婚が事実上存在していたことを示している (Goetz 1986 = 1989: 60)。
- (16) 織物や商売で生計を立てる場合もある (Schaps 1979: 18-20)。

- 金貨して生計を立てるような場合もあった (Schaps 1979: 15)。
 (17) 三値以上の値を取る独立変数を用いるフル代数については、太郎丸・田中 (1994) を参照。
 (18) 表1の中の矛盾を解決するような変数が発見されれば、経済的独立は、権利能力を有するための必要条件ではあるが、十分条件ではないことが示されるだろう。しかし、現状においては、必要条件とみなして良からう。

参考文献

- Blumberg, R.L. 1984. A General Theory of Gender Stratification. In *Sociological Theory 1984*. Edited by Radall Collins. San Francisco, Jossey-Bass Publishers. Pp.23-101.
- Brunner, v.O. 1968. *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*. Göttingen, Vandenhoeck & Ruprecht. 石井義郎・石川武・小倉欣一・成瀬治・平城照介・村上博一・山田欣吾 (訳) 一九七四『ヨーロッパの歴史と精神』岩波書店。
- Bullough, V. 1973. *Subordinate Sex: A history of attitude toward women*. Urbana, University of Illinois Press.
- Bullough, V. & B. Bullough. 1987. *Women and Prostitution. A social history*. Prometheus Books. 香川檀・家本清美・岩倉桂子 (訳) 『売春の社会史 古代オリエントから現代まで』筑摩書房。
- Collins, R. 1986. *Weberian Sociological Theory*. Cambridge, Cambridge University Press.
- Duby, G. 1981. *Le Chevalier, La Femme Et Le Pretre*. Hachette. 篠田勝英 (訳) 『中世の結婚』新評論。
- Ehrlich, E. 1909. *Die Rechtsstgkeit*. Berlin, 川島武宜・三藤正 (共訳) (訳) 一九七五『権利能力論』岩波書店。
- Ehrlich, E. 1913. *Grundlegung der Soziologie des Rechts*. München und Leipzig, Duncker & Humblot. 川上倫逸・Manfred Hubrich (訳) 一九八四『法社会学の基礎理論』みすず書房。
- Ennen, E. 1985. *Frauen im Mittelalter*. 阿部謹也・泉真樹子 (訳) 一九九二『西洋中世の女たち』人文書院。
- Goetz, H.W. 1986. *Leben im Mittelalter vom 7. bis zum 13. Jahrhundert*. München, C.H. Beck. 饒田収・川口洋・山口春樹・桑原ヒサ子 (訳) 一九八九『中世の日常生活』中央公論社。
- 今来陸郎 一九七三『都市と市民 中世のヨーロッパ』至誠堂。
- 厚東洋輔 一九八八『市民社会論』庄司典吉他編『リーディングス日本の社会学17 体制と変動』東京大学出版会 Pp.188-204.
- Mitteis, H. & H. Lieberich. 1969. *Deutsche Rechtsgeschichte*. München. 世良晃志郎 (訳) 一九七二『ドイツ法制史 改訂版』創文社。
- Ragin, C.C. 1987. *The Comparative Method*. University of California Press. 鹿又伸夫 (監訳) 一九九三『社会科学における比較研究』ミネルヴァ書房。
- 桜井万里子 一九七七『古典期メナナイにおける女性の地位と財産権』Isaios XI0の法規を中心』弓削達 (編) 『古典古代の社会と国家』東京大学出版会 Pp.183-221.
- 桜井万里子 一九九二『古代ギリシアの女たち』中公新書。
- Schaps, D. 1979. *Economic Rights of Women in Ancient Greece*. Edinburgh, Edinburgh University Press.
- 太郎丸博 一九九五『権利能力論』の再構成——フル代数分析によるフォーメライゼーション——『理論と方法』10(1): 15-30.
- 太郎丸博・田中重人、一九九四『多値変数を含むフル代数分析』『数理社会学会第17回大会研究報告要旨集』22-25.

Ditz, F. 1988. *Die Frau in der mittelalterlichen Stadt*. Leipzig, Verlag.

高津春久(訳)一九九三『中世都市の女たち』新評論

Weber, M. 1922. *Wirtschaft und Gesellschaft*. Tübingen, J.C.B. Mohr.

世良晃志郎(部分訳)一九六五『都市の類型学』創文社

〔付記〕 本稿は、平成7年度の文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。〕

Boolean Analysis of Causes of Capacity to Hold Rights

Hiroshi TAROHMARU

The aim of this paper is to clarify the causes of distribution of the capacity to hold rights. After proposing two hypotheses; economic independence hypothesis and individualism hypothesis, the author examines the cases of women in ancient Greek polis and medieval German city. Economic independence hypothesis is supported as a result of Boolean analysis.

Key Words

capacity to hold rights, independence of household and economy, individualism, patriarchy, Boolean analysis